## 基準２－２　【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

### 分析項目２－２－２　教育課程ごとの点検・評価において、領域６の各基準に照らした判断を行うことが定められていること

【分析の手順】

・教育課程ごとの点検・評価において、領域６の各基準で分析する内容の点検・評価を行うことが規定で定められていることを確認する。

・教職課程として認定を受けた教育課程については、教育職員免許法施行規則第22条の８が定める点検及び評価を行うことを含めて内部質保証の手順が定められていることを確認する。

・連携開設科目を開設する教育課程については、他の大学が開設する科目も含めて適否の確認を行うなど点検・評価において重点的に取り扱われていることを確認する。

・教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式２－２－２）

| 教育課程 | 評価の内容を規定する規定類 | 内部質保証の統括責任者による決定日 |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |